

茂原市外国語指導助手派遣業務仕様書

茂原市を甲とし派遣元事業者を乙として、茂原市外国語指導助手派遣業務（以下「派遣業務」という。）の内容を以下に定める。乙は、派遣業務の遂行に際し、本仕様書に従うものとする。

1 業務の目的

- （１）市内の全小・中学校に外国語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）を配置することにより、ネイティブな英語に直接触れることで、児童生徒の英語に関する興味関心を高め、英語による実践的コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図っていく。
- （２）中学校の英語科担当教員や小学校教員の授業及び英語における技術向上につながる環境づくりを促進する。

2 派遣期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

3 派遣場所

茂原市立小中学校全校（別表１）。詳細については、甲乙協議の上決定する。

4 派遣人数

１０名

5 派遣元の責務

- （１）労働基準法、労働者派遣法、その他労働関係法規を遵守すること。
- （２）派遣期間中は、原則１年度の間は同一の学校へ同一のＡＬＴを継続して派遣すること。やむを得ない場合（緊急帰国等）で、ＡＬＴの変更が必要な場合には、速やかに人員補充できる体制を構築しておくこと。
- （３）ＡＬＴの勤務を適正に管理するため、コーディネーターを配置すること。その業務内容は以下のとおりとする。
 - ①甲、派遣先、ＡＬＴと連絡調整を行い、必要に応じて改善を図ること。
 - ②派遣先へ巡回訪問を行い、ＡＬＴの勤務状況や学校からの要望を把握し、必要に応じて甲に報告すること。
 - ③ＡＬＴが予定した勤務日当日に病気やけが等の不測事態で遅刻あるいは欠席する場合、必ず勤務時間までに学校に連絡し、その後速やかに甲へ報告すること。また、その際の対応については、派遣先と協議し、速やかに対処すること。
 - ④派遣先の都合により勤務日程を変更する場合や天災等により学校が臨時休校となった場合には、甲あるいは派遣先からコーディネーターに連絡することとし、コーディネーターからＡＬＴにその旨を連絡すること。その際は、契約期間中の別日に振り替える等、甲、乙及び派遣先の協議により決定する。
- （４）ＡＬＴに係る学校からの要望や苦情等へ対応すること。

(5) 研修の実施

- ①派遣前にALTに対する事前研修を実施し、外国語活動等に関する指導方法、教材の作成方法、効果的なティーム・ティーチング(TT)のための留意点等、実践的な指導力を身に付けさせること。
 - ②ALTの指導力の維持・向上を図り、業務を適正かつ効率的に行うことができるよう、事前研修以外にも定期的にスキルアップ研修を行うこと。
- (6) 乙及びALTは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後においても継続する。

6 業務内容

- (1) ALTによる外国語活動、外国語指導業務。
- (2) 学習指導要領に基づく毎時間ごとのレッスンプラン、学習指導案、授業設計等について、派遣校の教職員と打ち合わせをし、協力して授業を行う。
- (3) 外国語活動、外国語科の授業に必要な教材研究や教材教具の作成等、授業の準備を行う。なお、教材教具作成に要する費用は、乙の負担とする。
- (4) 評価の補助をする。
- (5) 派遣校の学校行事や特別活動、総合的な学習の時間、日常生活での幅広い教育活動における児童生徒との交流や英語指導。
- (6) スピーチコンテストにおける助言、指導等をする。
- (7) ALTは、授業の反省、分析を行い、派遣元事業者に報告する。
- (8) ALTは、月ごとに業務状況報告書を作成し、派遣校に報告する。(様式は派遣元作成)
- (9) 派遣校の教職員に対する外国語指導(研修等)、指導案作成や授業実践に関する支援及び情報提供。
- (10) その他、上記前各号に準ずる業務。

7 就業の日時

- (1) 就業日は、原則として月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、派遣先の休校日、及び甲が指定する日は配置しないものとする。ただし、就業場所において行事等の都合上これらの日にALTの就業を要する場合はこの限りではない。
- (2) 就業時間は、原則として午前8時00分～午後4時30分(休憩60分)の間で、1日7時間30分以内とする。
- (3) 上記(1)(2)の詳細は、甲乙協議・合意の上、別途定めるものとする。

8 ALTの条件

ALTは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語又は公用語として使用している者。
- (2) 大学卒業程度又は学士号以上の学位を有している者。
- (3) 英語指導経験があり、又は英語指導の研修を十分受け、業務の遂行に必要な水準の資質、能力、教育技術を有する者。
- (4) 日本の教育環境の理解に努め、指導者として相応しい服装や態度であること。

- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、人間性や協調性に富む者であること。
- (6) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な就労査証を有する者。
- (7) 学校で勤務するのに必要な健康診断（結核等の伝染病の有無の検査も含む。）を受診し、心身ともに健康な者。
- (8) 日常会話や業務に関する打合せ等が日本語のできる者。

9 業務内容の改善

甲は、業務実績が不十分、又は業務遂行に支障があると認めた場合、乙に改善を依頼するとともに、これを執行させることができる。

10 支払い方法

- (1) 乙は各月の業務終了後10日以内に業務状況報告書を提出すること。甲は業務履行を確認した後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 甲は契約金額を36で除した金額を月ごとに支払うものとする。ただし、端数については甲乙で協議の上定めるものとする。

11 損害賠償

乙又はALTの責に帰す理由により、甲、学校、児童生徒又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償すること。

12 その他

- (1) ALTが業務遂行中又は業務場所へ移動する際の事故については、乙の責任において一切の処理をするものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙で協議の上定めるものとする。

別表1

茂原市外国語指導助手配置校

	学 校 名	住 所	電 話
1	東郷小学校	茂原市谷本142番地	0475-22-2834
2	豊田小学校	茂原市長尾156番地	0475-22-3779
3	茂原小学校	茂原市茂原614番地	0475-23-5155
4	西小学校	茂原市茂原1229番地1	0475-22-3719
5	五郷小学校	茂原市綱島1185番地	0475-24-1161
6	鶴枝小学校	茂原市上永吉955番地	0475-22-2829
7	萩原小学校	茂原市萩原町1丁目17番地	0475-24-2161
8	中の島小学校	茂原市中の島町451番地	0475-22-3910
9	本納小学校	茂原市本納1623番地	0475-34-2031
10	豊岡小学校	茂原市弓渡255番地	0475-34-7757
11	東部小学校	茂原市東部台1丁目9番地1	0475-23-5184
12	二宮小学校	茂原市緑ヶ丘4丁目38番地	0475-22-0789
13	東中学校	茂原市東郷301番地	0475-24-2141
14	富士見中学校	茂原市押日1468番地	0475-23-7145
15	茂原中学校	茂原市高師427番地	0475-22-2320
16	南中学校	茂原市上永吉1185番地2	0475-23-8825
17	本納中学校	茂原市本納1623番地	0475-34-2074

※説明会、研修会等教育委員会で実施する場合は、茂原市役所で行う場合があります。